



室蘭工業大学

学術資源アーカイブ

Muroran Institute of Technology Academic Resources Archive



平和について学生たちとどう語るか：
本学でのプレゼミナール実践を通して

メタデータ	言語: jpn 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2007-04-02 キーワード (Ja): キーワード (En): preparatory seminar, education for peace, peace constitution, article 9, deliveration 作成者: 奥野, 恒久 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/38

平和について、学生たちとどう語るか

～本学でのプレゼミナール実践を通じて～

奥野恒久^{*1}

How to Discuss Peace with University Students

～A Report of Practice at the Preparatory Seminar in Muroran Institute of Technology～

Tunehisa OKUNO

(原稿受付日 平成 18 年 5 月 23 日 原稿受理日 平成 18 年 9 月 8 日)

Abstract

This article introduces my educational practice and arguments of university students about peace at the preparatory seminar in the social science course. I consider how to educate for peace, especially the role of teacher to urge discussion. Generally university students are interested in peace, but they seem not to be conscious of Japanese Peace Constitution. Thus I propose that they should rethink Japanese Constitution, after thinking the framework of Japanese peace from various viewpoints.

Keywords : Preparatory Seminar, Education for Peace, Peace Constitution, Article 9, Deliberation

1 はじめに

本学の副専門教育課程には、プレゼミナール（以下プレゼミ）という特色ある科目が設定されている。学生は 2 年生段階で、主専門の工学とは別に、数理科学・生命環境科学・社会科学・言語科学・人間科学の 5 つのコースのいずれかに属すが、プレゼミは 2 年生の前期に必修科目として、それぞれのコースの「導入」でありかつ「エッセンス」でもある。各教員は自らの専門性を生かしつつ、工夫を凝らすことで、それぞれ実にユニークな少人数教育を行っている¹⁾。

^{*1} 共通講座

社会科学コースで憲法学を担当する私のゼミは、2004 年、2005 年と「憲法を通じて社会や政治とかかわろう」、2006 年はそれに加えて「改憲論議を診てみよう」とのタイトルで募集し、2004 年は 22 人、2005 年は 30 人、2006 年は 30 人が参加することとなった。本稿は、私のプレゼミでの実践を報告しつつ、現時点での私のゼミ教育の到達点と限界を示そうというものである。そしてそれは、主として次の二つの問題意識に立脚する。

第一は、ゼミ教育の到達目標との関係においてである。私はゼミ教育では、学生が、①主体的に考え、議論を通じて思考を深める、②他者の意見を聞くとともに自らの意見を述べるコミュニケーション能力、ものを調べ整理する能力、そして口頭や文章で自ら

の考えをまとめ表現する能力など、大人教授業では修得しにくい能力を高める、③ゼミという公共空間との自分らしい接し方を各人が模索する、といったことを考えている。そこで、このような目標に向けては、どのようなゼミ運営やゼミでの議論、さらには教員の役割が望ましいのであろうか、という問題意識である。

第二は、憲法問題、とりわけ平和について、学生たちとどのように語ればよいのだろうか、という問題である。2004年の春は、イラクでの日本人質事件などイラク問題が関心の的であったし、2005年春は、中国など近隣諸国での「反日」運動と日本の国連安保理常任理事国入り問題が話題になっており、学生たちの平和に対する関心は高かった。この学生たちの平和への関心に対し、憲法学の平和主義論は有効な応答や素材提供をなしているのだろうか。これは何も、对学生のみならず、憲法学の対社会への「語り口」の問題としても重要だと思われる。

そこで以下、2004年と2005年（可能な限り2006年も）のプレゼミの状況、とりわけ苦心した点と改善の試みを中心に報告したうえで、憲法学の平和主義をめぐる従来型の議論と、最近のものとして長谷部恭男教授（東京大学）の議論を素材に、学生への「語り口」という視点から検討する。

2 プレゼミの状況報告と試行錯誤

ゼミの基本的な形態は、だいたい3～4人のグループが、憲法や政治に関し、決められたテーマについて報告し、その後報告者の設定した論点をめぐって全体で議論をするというものである。

2.1 初回の授業

3年とも初回は、ゼミの進め方を確認したうえで、一人2分以内での自己紹介を行った。進め方とかかわって評価について、「遅刻なしの出席が前提。報告（最低1度）と数回課すレポート。そして、積極的な発言や提案などゼミを一緒につくっていくことを重視する」と告げる。自己紹介のさい、「憲法や政治について関心のあること」と「なぜ、このゼミを選んだのか。このゼミで何がしたいか」を話してもらう。前者の問いは、テーマを設定するのに、後者はゼミのまとめ役的な学生、ゼミ・コンパの幹事を見出すのに有益である。

2005年からは、自己紹介時に出された関心あることがらをこちらでテーマ化し、2回目の授業で報告

希望のテーマ調査（複数可）を行った。そして3回目の授業でテーマとグループをこちらで決め、発表する。2004年は、テーマとグループ決定を授業中にゼミ全体で行い、有意義な作業となったが、これは20人が限界のようである。

ところでゼミ選択にあたって、「友達と一緒に」という学生がしばしば見られる。2005年には特定のクラブに所属する学生が数名まとめて参加した。一人ひとりの主体性が発揮されにくく、また固まって行動されるとゼミ全体に悪影響ではと心配したが、序盤の進め方いかんで対応できるように思われる。

2.2 ワークショップと全体討論

2回目・3回目の授業は、今後のゼミの雰囲気を設定しかねないほど重要である。学生たちはどのようなスタンス、テンションで臨むべきか手探りのときであり、知らない人の前で意見を述べることに慣れていない学生に、「自由に発言できる」場であることを実感してもらわなければならない。加えて、根拠に裏打ちされた意見を交わし、それに参加することを「楽しい」と感じてもらいたいのである。

2004年は、イラクでの日本人質事件をめぐる「朝日」「読売」「北海道」各新聞、2005年は、同年4月4日に出された自民党新憲法起草委員会の要綱をめぐる「読売」「北海道」各新聞、2006年は教育基本法「改正」問題をめぐる「朝日」「読売」各新聞の社説を、それぞれ読み比べて議論した。社説を比較する作業は、適当な量の文章を限られた時間内に読んでポイントを押さえる点、新聞社により立場が異なることを実感できる点で、序盤の授業では有効だと思われる。「久しぶりに集中して文章を読んだ」との声が聞かれたが、ゼミには集中して臨んでもらわなければならない。

しかし、「読み比べてどうだったか」と問うても、自主的な発言は皆無というのが実情である。やむなくこちらから指名すれば、早速「自由に発言できる」場からは遠ざかる。2006年は、20分間各自で吟味した後、5人ずつグループに分かれて20分間グループ討論、それを各グループ2分ずつで発表してもらう、いわゆるワークショップ形式²⁾を採用した。知らない者同士が会話や共同作業をするとともに、グループ内で司会者や書記や発表者といった役割分担をするなど、公共に参画する訓練という点で成功であった。

このワークショップ形式は、2004年9月に洞爺湖で行われた「第一回室蘭工業大学ワークショップ」

で学んだものであるが、アイスブレイキング³⁾をはじめ、初対面者の多い場では有効である。2005年には、報告テーマごとのグループで交流と報告概要の打ち合わせ、そして決定事項の発表を行った。なお、グループ決定のさいに、できるだけ学科やクラブの異なる者での構成となるよう工夫をし、一人ひとりの主体性を促すよう努めた。

2006年は3回目の授業で、前回のワークショップを踏まえ、教育基本法「改正」問題について全体討論を行った。「子どもにまつわる犯罪が多発している」「教育問題が深刻になっている」などを根拠とする改正賛成者に対し、「犯罪の多発と現行基本法との間に因果関係はあるのか」「教育問題は今に始まったことか」といった反論が出され、また家庭教育への国家介入の是非など、かみ合った議論がなされた。このとき私は司会者に徹するとともに、発言の要旨を名前入りで板書した。30人中発言した10人は全員自主的に挙手し、名乗ってから理由を述べて意見するなど、議論の「作法」を全体が共有できたようである。

2. 3 グループ報告に向けて

グループ報告を開始するその直前の授業でレジュメ作成にあたって、以下のことがらを記すよう指導する。①「はじめに」、問題意識や報告の範囲。②「本論」として、全体での議論の前提となる知識や情報などを項目ごとに整理する。③皆に論じてもらいたい「論点」。④報告者の立場や主張（グループでの共通意見でも、個々のものでも良い）。⑤「おわりに」、感想や今後の課題。⑥参考文献。

また報告者には、報告の前日までに私のところにレジュメを持参し、打ち合わせや簡単な事前報告を行う。決定的な誤りや、抜け落ちている事項がないかを点検するとともに、当日出されそうな質問を確認する。この時点で、レジュメの再提出を求めることもある。

学生たちは、グループごとに連絡を取り合い、わずかな時間を見つけ集まって打ち合わせをしているようであり、この点だけでも評価してよいと思われる。

2. 4 報告テーマ一覧

2004年

- ・日本の国際貢献（5月12日）
- ・憲法9条（5月19日）
- ・日本の安全保障（5月26日）

- ・メディア問題（6月2日）
- ・テロを起こさせないために（6月2日）
- ・首相の靖国参拝問題（6月9日）
- ・刑法175条（わいせつ文書頒布罪）の合憲性（6月16日）
- ・日本の選挙の仕組み（6月30日）
- ・年金問題1（6月30日）
- ・年金問題2（7月14日）
- ・裁判員制度（7月21日）

2005年

- ・国連安全保障理事会と日本（5月11日）
- ・歴史教育と教科書問題（5月18日）
- ・靖国神社問題（5月25日）
- ・イラク攻撃と日本（6月1日）
- ・憲法9条と自衛隊（6月8日）
- ・憲法「改正」問題（6月15日）
- ・社会保障（6月29日）
- ・日本の税制（7月5日）

2006年（予定）

- ・教育基本法「改正」問題
- ・男女平等をめぐって
- ・改憲案を考える
- ・裁判員制度
- ・憲法9条の「改正」は必要か
- ・「死刑廃止」論
- ・私たちにとって望ましい憲法とは
- ・日本の税制
- ・靖国問題

2. 5 ゼミ運営上の問題点と改善策

議論を主体とするゼミでの最大の困難は、活発な議論がなされない、自発的な発言者がいない場合である。2005年のゼミでは、政治や社会問題に詳しい数人だけが発言し、他は「お客さん」という好ましくない状態の時期があった。やむを得ずこちらが指名しても、「よく分かりません」、「先ほどの意見と同じです」など、ゼミ自体が成立していないように思われた。今振り返ると、6月に平和をめぐる「重たい」テーマがつづき、「もううんざり」という学生もいたのかもしれない。だが当時私は、関連ある問題を連続して論じることが思考を深めると考えており、「のってこない」学生に憤りを感じつつ迷った。6月15日には、中間レポートと後半の進め方についてアンケートをとり、6月22日には『国際貢献』と平和憲法～平和的生存権論の可能性～と題して私が講義をするなど、こちらは苦闘するのだが、効果

は上がらなかった。

テーマからくるゼミ全体の「重たい」雰囲気に加え、「目的効果基準」や「集団的自衛権」といった専門用語がとびかう場で、知識や情報をもたない学生は発言ができなかったようである。7月20日、趣向を変え「自己決定権と信仰による輸血拒否」と題して、手術前の無輸血特約に反して輸血がなされたエホバの証人の患者（原告）と、輸血を実施した医師（被告）との問題を扱った。このときは、自発的な発言が目立ち、議論は盛り上がった。議論に慣れるためには、考え方そのものを問う素材も必要なようである。

プレゼミの到達目標の一つに、議論を通じて思考を深めることを掲げているが、実態は思いつきのような発言や、その場の雰囲気に合わせての発言も多く、議論自体に真剣みを欠くこともしばしばある。そこで、可能な限りゼミで出された発言を名前入りの議事録にし、次回のゼミで配布することにした。一回一回のゼミを「ブツ切れ」にするのではなく、継続性のあるものとして、学生も自分の主張の一貫性や変化を問い、全体でもそれを確認できるようにしたかったからである。この議事録の活用度は疑わしいが、こちらはこれを用いて、以前の発言との整合性を問うようにしている。

2. 6 プレゼミを楽しむ

ゼミでの「重たい」雰囲気は禁物である。一定の緊張感を維持しつつも、「自由」と「活気」が不可欠である。そのためにまずはゼミ生同士が仲良くなってもらいたいと、3年とも5月にゼミ・コンパを行った。また多少の「遊び心」もと、いくつか工夫を試みた。2004年は7月11日の参議院選挙を前に、イラク問題と年金問題について、「自民・公明」、「民主」、「共産・社民」の3グループに分かれてディベートを行った。それぞれのグループが各党のマニフェストを検討するなど、政治や選挙への関心は相当高まったと思われる。ディベートでは、小泉首相の物真似をする学生もいて、笑いを含めおおいに盛り上がった。また、「奥野杯・参議院選挙議席数予想大会」を行い、ビール券等の賞品を出すことにすると、学生たちは熱心に選挙情報を集めていた。

2004年は9月30日に、2005年は9月22日に、札幌地方裁判所室蘭支部に学生たちと裁判を傍聴した。裁判員制度の導入など、国民の司法参加が推進されている時期に、法を司る現場で、人を裁くとはどういうもので、そのために確立している手続きはどう

いうものか、その一端に触れることは市民として重要であろう。学生たちの感想も、「いい機会だった」と満足度は高く、2005年には判決が出るまで通った学生もいた。また2005年は裁判傍聴の後、裁判官が学生の質問に応じてくれ、学生たちは「人を裁くことは難しくないか、そのためにどのような訓練をしているのか」といった鋭い質問を裁判官にぶつけていた。

公共空間とのかかわり方を各人が探る、というゼミ教育の目標の一つは、教室の外でもはかることができる。教室で目立たない学生がカラオケボックスで本領を発揮するなど、実に様々な顔を見せる。様々な顔を持つ、様々な人で構成される公共空間に、「一緒に楽しむ」ためにどう接するか、その経験を少しは積むことができるようである。

2. 7 文章表現力を養う

レポートは、ゴールデンウィークの課題として1回と、プレゼミの今までの議論で関心を持ったことや、今後につなげる趣旨で、6月に1回課す。こちらは、誤字脱字や不適切な文章表現の点検くらいしかできず、内容面では2~3行のコメントを書いて返却する程度で、十分なことはできていない。ただ個人的には、学生と安全保障をめぐって数回ペーパーのやり取りをするなど（2004年）、議論を戦わせたことがある。

夏休みの課題として、3000字程度の論文（憲法や政治にかかわるもの）か、字数も内容も自由のエッセイのどちらかを書いてもらう。2004年は、それを学生からなる編集委員が編集し『自由気ままな憲法教室』にまとめた。そのさい、編集委員がすべての論文・エッセイに目を通し、誤字脱字と文章表現の点検を行い、編集委員と執筆者との間で様々なやり取りがなされたようである。同様に2005年も、学生たちが『やっぱり気ままな憲法教室』を編集した。

2. 8 平和をめぐる議論

平和をめぐる特徴的な議論として、2005年6月8日のテーマ「憲法9条と自衛隊」を紹介したい。4人からなる報告グループは、自衛隊の活動の変遷、憲法9条の解釈学説を報告したうえで、現在の「自衛隊は紛れもなく戦力であり」、「自衛のための組織が自国を出て活動するのはおかしい」とし、自衛隊を「自衛のためだけの部隊」「災害派遣や国際貢献を行うためだけの部隊」に分割するとともに、憲法9条を改正して「自衛のためだけの戦力を持ち、他国

の戦争に関しては一切かわらない」と歯止めを明確にするべきだ、と主張した。2004年5月19日にも、「自衛隊の中途半端な立場を改善し、テロに対応するためにも9条改憲は必要」との主張が一部の報告者からなされた。

さて、2005年の議論では、まず「災害派遣や国際貢献を行うための部隊」の性格がただされ、報告者は「非軍事の部隊」と応答している。そのうえで議論の焦点は、「東京など大都市が核攻撃されたら、どうするのか」など、日本をどう防衛するのか、という点へと移った。これに対しては、「『攻撃されたらどうするのか』ということに力を入れると、常に相手より強い軍事力を持ちたいとの衝動が働き、無意味な『軍拡競争』になる。発想の転換が必要」との主張もあったし、「『永世中立』という方法もある、『仮想敵国』を想定すべきでないし、安保理の承認なしに攻撃するなど許されないはず」と、報告者も応答した。また、報告者が、「勝つための軍隊ではなく、最小限の防衛力」と述べると、「防衛力としての軍隊が必要だとすると、そのレベルはどれくらいか」「敵のミサイル基地を攻撃できるだけの能力は必要だ」といった質問や意見、さらには「ミサイル攻撃への対処などは国連に委ねるしかなく、日本のすべきことはあくまでも自衛」「戦力を持つこと自体が抑止力になる」との意見もあった。

この日の議論に限らず、私は平和をめぐる学生の議論の傾向として、次の三点を指摘したい。第一に、憲法に照らして現実を見るのではなく、現実の政策決定こそが問題で、改憲問題も政策問題の一つとして理解している。第二に、国家権力に対する警戒感や批判意識は弱く、むしろ国家を信頼しているようである。第三に、「テロや北朝鮮など、現実の脅威に対応するために軍事力は必要」「現実の日本と国際情勢を考えると、アメリカに従うしかない」といった発言が示すように、平和の問題を「現時点の問題」としてのみ把握している。歴史的視点や将来への展望といった時間軸は、ほとんど考慮されず、しかもその「現時点」は所与のもの、動かさないものと観念しているようである。

2. 9 教員の役割と学生間の議論の深まり

教員としての私の役割は、基本的に司会者として議論を交通整理するとともに、毎回の終了時にコメントをすることである。また、次の授業の最初に議事録と資料などを配布し、前回とのつながりや、議論を触発・修正するための素材を提供する。たと

えば、メディアのあり方が問題となったときには、ノーム・チョムスキーの『メディア・コントロール～正義なき民主主義と国際社会』（集英社新書、2003）を、「非軍事は非現実的」との意見が多数を占めたときには、浦部法穂『全訂・憲法学教室』（日本評論社、2000）を、「このような考え方もある」という形で紹介した。

「現時点の問題」としての学生間の議論であるが、その中で修正されることもしばしばある。たとえば2004年、「テロを防ぐために軍事力が必要」と、いわば当然の前提として語られていたときに、「世界最強の軍事力を持つアメリカがテロ攻撃を受けた事実一つをとっても、テロは軍事力で防げないのではないか」との発言があり、ゼミ内ではその前提は完全に否定された。この議論を受け、焦点は「なぜ、テロが起きるのか」へと移り、「テロを起こさせないために」という報告へと進んでいった。

また、「日本の軍事力の強化やアメリカ一辺倒の外交は、日本の安全保障という観点からして適切なのか」という問題提起がなされたとき、学生たちの関心は高かった。

3 憲法学と平和教育

3. 1 憲法学の大前提としての近代立憲主義

「憲法」の最初の講義で「憲法とは何か」と問うと、「私たち国民が遵守するもの」と答える学生は多い。学生たちの「権力」観ともかわるが、憲法学の教員にとっては深刻な事態である。

憲法学の大前提といえる原則が、近代立憲主義である。自然権思想や社会契約論にもとづくこの原則は、近代市民革命を経て確立する。すなわち、憲法によって国家に権力を授けるとともに、憲法によって権力を拘束し、国民の自由や権利を保障しようというものである。日本国憲法も立憲主義に立脚しており、だからこそ豊富な権利保障規定を持ち、憲法尊重擁護義務を国会議員など権力担当者に課しているのである（憲法99条）。

憲法論議を始めるにあたって、この原則が理解されていなければならない。その意味から、プレゼミでは、斎藤貴男「立憲主義が危ない」（『法学セミナー』597号）の感想文をゴールデンウィークの課題として出す。今日の政治的言説のなかで、立憲主義という原則を確認してもらおうとのねらいである。しかし、そもそも「権力」というものに反応を示さない学生に、リアルにこの原則を説明すること自体

が至難の業である。憲法とは国民が守るものではなく、国民が権力者に守らせるもの、と発想の転換を促せたとしても、現実政治の場面でこの転換された発想を働かせることができるか、となれば問題は別である。「権力」とはどういうものか、を実感できる素材を探すことも必要な課題である。

3. 2 憲法学の一般的な平和教育

憲法学の研究者が、教育の場で平和主義を語るとき、おそらく日本国憲法の平和主義の意義を確認することからはじめるであろう。最近の教科書でも、たとえば浦部法穂著『憲法学教室(全訂第2版)』(日本評論社、2006)は「平和主義の構造」として、また辻村みよ子著『憲法(第2版)』(日本評論社、2004)は「平和主義の現代的意義」として、憲法9条成立の背景や憲法前文と9条の意義を説いている。

私も「憲法」の講義では、日本国憲法の平和主義の背景として、1791年フランス憲法以来の戦争違法化の世界史(普遍的)、アジア・太平洋戦争の反省(特殊日本的)の二側面があることを指摘する。くわえて本年度からは、核兵器の被害も強調することにした。そのうえで、①憲法前文が「信頼の原則」に立脚していること、②同じく前文が「全世界の国民」の平和的生存権を確認していること、③憲法9条が徹底した非軍事平和主義を定めていることを、日本国憲法の平和主義の意義として、明示する。とりわけ、②の平和的生存権が、平和を「政策の問題」としてではなく「人権の問題」として位置づけている点、「専制と隷従」・「圧迫と偏狭」・「恐怖と欠乏」の克服を展望している点に、今日的意義があるとする。

次に、憲法9条をめぐる解釈学説や、9条裁判を紹介・検討する。9条の解釈は多様であるが、憲法学者の多数は今日においても、「戦力としての自衛隊を憲法違反」としている。また①警察予備隊訴訟(最大判1952,10,8)、②砂川事件(東京地判1959,3,30、最大判1959,3,30)、③恵庭事件(札幌地判1967,3,29)、④長沼訴訟(札幌地判1973,9,7、札幌高判1976,8,5、最判1982,9,9)などの判例を扱い、①では違憲審査制の類型、②で統治行為論、③で憲法判断回避の準則、④で平和的生存権論と「訴えの利益」論といった法理論を扱う。そして、最高裁判所は自衛隊についても日米安全保障条約についても明確な判断を下していないことを示す。

そのうえで、政府による9条の運用状況を政府見解と対応させながら概観する。とりわけ、「専守防衛」の名目で正当化されてきた自衛隊が、1990年代以降、

海外に派遣されるようになったこと、およびPKO等協力法(1992年)、周辺事態法(1999年)、テロ対策特別措置法(2001年)、イラク復興支援特別措置法(2003年)などそれを可能にする法整備が拡大されるという現実を直視する。

このように、日本国憲法の平和主義の意義を確認したうえで、現実を見るならば、たとえば自衛隊のイラク派遣などは明らかに憲法違反であり、現実には違憲の政治がまかり通っていることになる。「では、どうするのか?」となったとき、「憲法に照らして現実を見る」、そして「現実を憲法に合わせる努力を」という、従来なされてきたと思われる憲法学の「語り口」は困難に直面する。憲法規範と現実との「開き」の大きさに無力感すら生じかねないのである。たしかに、この「開き」にどう対処するか、という問題意識とそれへの応答は、橋本公巨教授の「憲法変遷論」⁴⁾など古くからあり、1993年には「平和基本法」構想⁵⁾なるものも出された。そして現在、改憲論が、「では、どうするのか?」への応答の一つとして評されている向きがある。「憲法に照らして現実を見る」という視点は、憲法に対する規範意識が強い場合は、現実政治の違憲性を告発する点で有効である。しかしそうでない場合には、憲法と現実との「開き」を理解するという以上の効果は期待できないようである。

3. 3 長谷部恭男教授の議論

憲法9条の意義からスタートするのではなく、どのような平和モデルが望ましいのかを探る、という手法をとるのが長谷部恭男教授(例えば、『憲法と平和を問い直す』(ちくま新書、2004))である。教授はまず、「国家は何のために存在するのか」「われわれはなぜ国家に従うべきなのか」「立憲主義とは何か」という問いかけから始める。一つ目については、社会契約論の系譜に立ち、紛争のなかで個人の自己保存をはかるためと応じる。二つ目について、国家の指示に従うことで人々がとるべき行動をよりよくとることができる場面にもみ個人は国家に従うとし、具体的には、交通ルールのような調整問題と、警察・消防・防衛など公共財の提供とをあげる。三つ目の立憲主義について教授は、人々の抱く価値観の対立が社会生活の枠組みを設定する政治の舞台に入り込まないよう、憲法で公と私を区分することだとする。

教授は、朝鮮戦争を引き合いに出して、「ある地域を実力で防衛する意思がないという誤ったシグナルを相手方に送ることで戦争が引き起こされた例を挙

げること容易」⁶⁾との認識を示すが、国家は仮想の人格であって自己保存の権利をもたないから「国家の自衛権論」は不条理だとする。

そして、憲法9条を持つ日本の平和主義を実現する方策として、穏和な平和主義、非暴力不服従、絶対平和主義、「世界警察」などを提示し、立憲主義の観点から穏和な平和主義を採用するのである。すなわち、国民の自己保存の権利から導かれる防衛サービスとして、自衛のための実力組織の保持を認めるが、防衛サービスをめぐっては、情報が不十分であったり、防衛組織による利己利潤最大化の要求が出されたり、民族感情や幻想にもとづく決定がなされたり、ひとたび誤れば取り返しのつかない効果が生じることから、民主的な決定に馴染まない、という。そこで、憲法9条を「合理的自己拘束」、すなわち政治的多数派によって容易に動かしえない政策決定の枠と理解し、自衛のための最低限の実力保持を容認しつつ、9条改憲を不要とするのである。

ここで注目したいのは、長谷部教授の穏和な平和主義ではなく、教授の手法についてである。どのような平和モデルを採用すべきかを検討したうえで憲法9条を見るという手法は、現実の政策決定こそに関心を払う学生にとって有効なように思われる。もちろん、私は憲法の規範性を軽視するものではなく、立憲主義や平和主義の意義は強調されなければならない、と考えている。しかし、多様な側面から平和のありようを考察し、そのうえで改めて日本国憲法の平和主義をとらえ直す、という手法もありうるように思われる。

4 平和教育における視点の多面性

4.1 長谷部教授の議論への違和感

望ましい平和のありようを考えると、長谷部教授の議論に違和感を覚える点を指摘しておきたい。第一は、教授の立憲主義理解である。教授は、公的領域と私的領域とを憲法で区分することで、価値にかかわる問題の公的領域への流入を阻止し、公的領域での価値対立を防ぐことがそれだとする。「権力に対する拘束」をこのように読み替えるならば、権力それ自体についての分析が不十分になるのではなからうか。

第二は、アジア・太平洋戦争という日本独自の歴史に対してほとんど考慮されておらず、平和の問題が普遍的・一般的な問題に還元されている点である。歴史認識を欠いた、専ら「現時点」での安全保障問

題に解消されているのである。

第三は、戦後日本の平和主義は9条とコミットした国民の平和運動に支えられてきたが、その運動への視点が欠如している点である。政府による再軍備・軍事大国化への策動に、平和運動が対峙することで軍事的暴走に歯止めをかけてきたのであるから、この運動への評価、運動と憲法との関係は欠くことのできない視点だと思われる。

第四は、非軍事平和主義をあたかも安全保障について無気力・無関心と、否定的に評価している点である。樋口陽一教授が「憲法9条を死守するという場合には、隣にヒトラーが出てきても私は武器をとらない、と言わないとだめです…そういう決意をはっきりさせることが、そういう場面に会わないための努力をする最良の方法だという自覚的な選択なのです」⁷⁾と述べるように、非軍事平和主義の効果をめぐるのは正反対の評価もある。少なくとも、非軍事平和主義のもとで、日本国民は諸国民に何ら主体的な働きかけをしない、「なされるがまま」であるかのような教授の議論は、適切とはいえないだろう。

4.2 多様な視点の提示

望ましい平和のあり方を考察したうえで、改めて日本国憲法をとらえ直す、この長谷部教授の手法に触発されながらも、教授の議論における視点の不十分性を指摘した。そこで、学生たちと平和をめぐる議論するさい、視野に入れておくべき、あるいは論じるべき点として、現時点では以下の五つを考えている。

第一は、安全保障政策を含め現状を分析し、一般に流布している言説を丁寧に吟味することである。それは、とりわけ日本の政策に多大な影響力をもつ権力を分析することになろう。たとえば現在、9条改憲論が声高に主張されているが、その発信源はどこで、どのようなねらいで出されているのか、という問題である。実際に出されている改憲案を検討することは、当然重要である。また政党の改憲論とあいまって財界が「国際貢献」を軸に改憲に向けての積極的な提言を行っている⁸⁾ことも注目しなければならない。

「日本が攻撃を受けるかもしれない」、「『国際貢献』が必要」などまことしやかに語られるが、果たしてそうなのであろうか。客観的な資料をもとに丁寧な議論が必要である。たとえば、「安全保障と防衛力に関する懇談会」が2004年10月4日にまとめた報告書「未来への安全保障・防衛力ビジョン」は、9

条改憲の権力側のねらいを如実に示している。また、2003年3月の米英軍によるイラク攻撃以降に日本が「国際貢献」として行った対応を分析することも、重要な意味があるであろう。

第二は、戦争の悲惨さ、醜さ、恐ろしさを可能な限り想像することである。戦時下を想像しようともせず、「いざとなれば戦う」といった勇ましい発言をしばしば耳にするが、これはリアリティーのない発言である。戦争の実態を多少なりとも想像しているならば、「戦う」などそう軽々しく言えるものではないはずである。2005年のゼミでは、同年「北海道新聞」に掲載されていた「戦禍の記憶」を時折紹介したが、戦争の実態を知ることは平和を論じるうえで不可欠である。

第三は、アジア・太平洋戦争という歴史に対する反省のうえに、現在があるという視点である。平和を論じるさいに、歴史的背景を捨象し専ら「現時点での」安全保障問題として、同盟関係や軍事力の分析に終始する議論がある。しかし、一見現実的だとされるこの議論が、「道義」にかかわる問題⁹⁾をあいまいにすることで、たとえば多様な安全保障戦略の幅を狭めるなど、必ずしも現実的でないことを示唆したい。

第四は、現実はさておき、将来の世界の平和に向けて、どのような展望をもち、日本や私たちがどう参画していくか、という問題である。非軍事平和主義は、理想としても掲げるに値しないのであろうか。世界の中には、アメリカ・ブッシュ政権の先制攻撃路線とは全く異なる、たとえば1999年のハーグ平和市民会議のような、理性的な市民の動きがあることも確認したい。

そして第五に、戦後日本の平和運動をどう評価するか、という問題である。

5 おわりに

以上、「憲法に照らして現実を見る」という手法にとどまらず、多様な視点から平和について考え、今度は逆にそこから日本国憲法の平和主義を評価する、という「語り口」を試みてみたい。これが本稿のさしあたっての結論である。非軍事平和主義の日本国憲法が選り直されるか、捨て去られるかはともかく、平和についての思考は深まるであろうし、何よりも議論の立て方として、平和への関心は高いが憲法への規範意識は必ずしも高くない、そのような今の学生には合うと思われる。

だとすると、教員の主たる役割は、多様な視点を適切な素材とともに提示することと、議論を分節化することであろう。

2006年は、最初の授業時にゼミ生30人に対し、『改憲論を診る』ための無記名アンケートを行った。結果は、Q1「憲法全体をみて、いまの憲法を改正する必要があると思いますか。それとも改正する必要はないと思いますか」との問いに、a.改正する必要がある(9人)、b.改正する必要はない(10人)、c.どちらともいえない(10人)、d.分からない(1人)であった。またQ2「憲法9条は、戦争の放棄と戦力の不保持を定めていますが、この条文を変える方がいいと思いますか。変えない方がいいと思いますか」との問いには、a.変える方がよい(5人)、変えないほうがよい(19人)、c.どちらともいえない(6人)、d.分からない(0人)であった。プレゼミの最終授業でも、全く同じアンケートを行い、ゼミでの議論の意味を検討する一つのデータとしたい。

1990年代以降、憲法学や政治学の領域では、deliberative democracy(熟慮・討議型民主主義)という民主主義モデルが注目されている。これは大雑把に言えば、多数決など決定それ自体に注目するのではなく、決定にいたる過程のあり方(参加者の熟慮や討議)に注目するものである。平和や憲法を問題にするにあたっては、熟慮や討議が社会的にも必要となろうが、そのためにどのような環境を整えるかなど課題は多い。これらの課題に対しても、ゼミでの議論から示唆を得ることができるように思われる。

謝辞

本稿は、2004年6月16日開催の室蘭認知科学研究会での報告、毎週木曜日に行われている環境・平和市民ゼミでの日常的な議論をもとに執筆した。これらの場で、貴重なご意見をくださった方々に、この場を借りて謝意を表したい。また本稿を改定するにあたって、「紀要」編集委員会の査読委員より貴重なご指摘をいただいた。この場を借りて謝意を表したい。

注

- 1) たとえば、2004年社会科学コースのプレゼミのテーマは、「政治社会時事川柳を作る」(白石正夫クラス)、「北海道の環境白書をつくりましょう」(丸山博クラス)、「室蘭工大をエコキャンパスに！」(亀田正人クラス)、

- 「近代日本と軍隊」(牧之内友クラス)であった。
- 2) ワークショップとは、特定の目標をあらかじめ定め、その達成のために参加者全員がグループごとに分かれて有効な討議を行い、一定時間内に成果を出す体験学習のことである。
 - 3) アイスブレイキング(氷解)とは、活発な討議を行う前提として、うちとけた雰囲気醸成するために参加者同士が行う作業のことである。たとえば他己紹介や、グループ名を決める、といった共同作業がよく取り入れられている。
 - 4) 橋本公亘『日本国憲法』(有斐閣、1980年)49頁。
 - 5) 古関彰一、前田哲男、山口二郎、和田春樹ほか『『平和基本法』をつくろう』『世界』1993年4月号。
 - 6) 長谷部恭男『憲法と平和を問い直す』(ちくま新書、2004年)149頁。
 - 7) 「憲法座談会・戦争と平和」『週刊金曜日』2003年4月25日号、11頁、樋口陽一発言。
 - 8) たとえば、2005年1月18日に日本経団連が「わが国の基本問題を考える～これからの日本を展望して～」を、2005年6月16日には日本商工会議所が『『憲法改正』に関する意見書』を公表している。
 - 9) 平和を論じるにあたって、道義性を強調するものとして、樋口陽一『『一国平和主義』でなくて何を、なのか』『世界』主要論文選』(岩波書店、1999年)978頁。

文献

- (1) 浦部法穂『憲法学教室(全訂第2版)』(日本評論社、2006年)
- (2) 辻村みよ子『憲法(第2版)』(日本評論社、2004年)
- (3) 長谷部恭男『憲法(第3版)』(新世社、2004年)
- (4) 憲法再生フォーラム編『改憲は必要か』(岩波新書、2004年)
- (5) 渡辺治・後藤道夫編『「新しい戦争」の時代と日本』(大月書店、2003年)
- (6) 篠原一『市民の政治学ー討議デモクラシーとは何かー』(岩波新書、2004年)
- (7) 奥野恒久「日本国憲法の平和主義は『一国平和主義』か」『日本の科学者』2005年4月号